

## 📌 今月のブックマーク

当コーナーでは企業経営や業務管理に役立つ実践的でオススメのホームページをご紹介します。

平成25年4月に改正公職選挙法が成立し、インターネット等を使って選挙運動を行うことができるようになっています。ただ、引き続きSMTP方式等の電子メールを使った選挙運動は禁止されており、未成年者の選挙運動も禁止されています。また、選挙運動に係るホームページの画像などを印刷し、頒布すると2年以下の禁固など、厳しい罰則があり、今後は知らず知らず非合法な選挙運動をしてしまっている可能性があります。そのようなリスクを排除するためにも、総務省のホームページ「インターネット選挙運動の解禁に関する情報」をご紹介しますので、是非ご確認ください。

「インターネット選挙運動の解禁に関する情報」

[http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo\\_s/naruhodo/naruhodo10.html](http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html)

### 小さくても勝てる！ 経営セミナー・シリーズ

### 7月「戦略経営セミナー」のご案内

下記日程で中小企業経営者、幹部及び後継者の方々を対象とした研修主体のセミナーを開催します。「戦略経営計画」がメインテーマですので是非ご参加ください。

日時 平成25年 7月26日(金) 午後2時00分より午後4時00分

テーマ 「計画を作ることは、未来を作ること」  
～ 戦略経営計画の実践 ～

講師 **TFG**経営コンサルタント 新井 敏之

※ 講義後、質疑応答を他のコンサルタントも参加して茶話会的に行う予定です。

会場： 大阪産業創造館 6F 会議室D 堺筋本町駅12番出口東へ徒歩2分

会費： 1,000円

対象： 経営者、幹部、テーマにご興味のある方々

以上、詳しくは**TFG**共栄会事務局 新井、谷風 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

**TFG**では経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡、ご相談下さいませ！

起業・革新・ベンチャー支援... **T&FG** group

**TFG** 検索

**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

**TFG**ニュース編集担当 谷風 行寛

中小企業の健全性支援マガジン (毎月1日発行)

BUSINESS ONE POINT

**TFG** ニュースレター

2013.7 No. 263

健全性支援実績No1を目指す!

T&FG group

**TFG** 税理士法人  
株式会社 東亜経営総研

**TFG** 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F  
TEL (06) 6538-0872 (編集担当 谷風)  
e-mail [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

### 今月のコンテンツ

[ 経営のお役立ち情報 ]

- I. ひよっとして勘違いでは？
  - II. 未掲載の税制改正について
  - III. 消費税特別措置法について
- § 7月度セミナーのご案内

[ 今月のトピックス ]

- ・経営指標解説コーナー
- ・国税庁・中小企業庁情報コーナー
- ・厚生労働省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ

### ひよっとして勘違いでは？ アラカルト

暑中 御見舞い申し上げます。

**TFG**会長 藤原 忠義

勘定合って銭足らず

日本経済新聞の私の履歴書欄に、成功された某経営者(創業者)が、起業して目の前に資金不足の危機がくる迄、運転資金という概念も知らなかったと、述懐されていました。売上げを算出し、諸経費の額を差引して利益はでているはず。損をしている訳でもないのに、資金不足が生じるなど思ってもいなかった、ということかと思えます。又よくある事例ですが、利益がでているというのが何もお金が残っていない。その上、納税とは何事かというケースもあります。

これらは船場商法といわれた時代から、商人が基本的に心すべき問題として“勘定合って銭足らず”という名言があります。理論的には“銭足って勘定合わず”という現象もあり得ます。売りは現金決済で仕入は掛払いなら、売上が拡大すればする程、少々の赤字でも、手元資金は増えていきます。しかしその金は利益ではありません。それを勘違いして、贅沢していれば、やがてえらいめに会うのは必定です。

要するに事業の計算面には、会計という業績測定計算と資金繰りという資金収支計算(キャッシュフロー)という二系統が実在することはご承知のことだと思います。この辺がいまだ、今いち得心が行かない場合は、面倒でも少し先輩に聞くなり勉強されればすぐ分かることです。どうか一日も早くクリアされることが望まれます。

バランスという得体の知れないもの

自己規制というもってもらい概念がなくても、それなりに皆さんやっていることです。経営者が行う自社の点検、分析も同様です。そしてその規制の一つにバランス(均衡)がとれているか、が必ず入ってくると思えます。その中でよく使う手法として利益率とか回転率とか健全性比率というものがあり、銀行などに提出する書類作成の際には辞引などをみて、標準的数値に近づけようとし、つまりバランスをとろうとします。

曾て駆け出しの頃、政府系金融機関に融資を申請した企業の診断は当時、中小企業診断士に回ってきていました。そこで、多くの案件をチェックし、あきあきしたという経緯があります。ダイナミックな意思表示が少なく、どちらかというとならぬ発想の案件が多かったとの印象です。

常にバランスを保っている、こと中小企業では成長とか発展はあり得ません。バランスを崩さない限り、発展などはあり得ません。発展とは矛盾を抱え込むことに他ならないのです。株式上場企業では多くの株主が

存在するので、部門的にはこの成長理論に乗せ、全社的にはポートフォリオ的にバランスを合わせます。

“売上がこのレベルにすれば人員(或いは設備)を増やし云々”という世間でよくある話ですがこの均衡感では人員(設備)を増やすことはできません。需要が見込まれ、経営力があるなら、借金してでもすすめるべきものです。これによって経営の各指標は著しく劣化します。つまり不均衡を招きます。但し中小企業の場合は、中期といわれる3年程度が目安です。要するに一回り上位で均衡を保とうとするなら、現況の均衡を破らないと脱出できません。自社の戦略と市場、技術状況との適合性等に確信を得れば、金融機関を動かすべきです。今や日本の銀行も、斯かる企業家精神を求めているはずで、反応がなければいろいろ紹介はできます。

#### 税理士の虚・実像

税理士は企業経営のいろいろについて相談、指導してもらえる人達であると受けとめられている向きもあります。これは税理士にとってある種、名誉なことではありますが、実際には期待面とのズレが浮上りトラブルが多発しています。

税理士は税務の相談、代理並びに会計書類の作成、代行等であって、資格を得るための勉強も、その後の研修も、その範囲に限られているのです。本来は委嘱する業務範囲を明確にする必要がありますが、後任の立場で尋ねてみると書面もない契約が目立ちます。税理士と顧問契約するということは書面の有無に関係なく、その基本は自社が税法など関連法規に違反しない様に指導、相談をするという契約をしたこととなります。経営助言に不満、不履行があっても争うこともできないのです。ベテランの中には永年中小企業とつき合っ、自然のうちに積み重ねてきた知見的なものをもっている税理士もおられましようが、それは一般的にはインフォーマル MAS(マネージメントサービス)であって対価を形成する様なフォーマルなコンサルティング活動ではないのです。フォーマルなものはやはり双方の為にきちっとした契約を求められるはずで、

米国でも日本でも会計士なり税理士がその専門分野を継続し、守備していくだけでも大変な努力が求められます。この複雑な時代、他業務に自らが没入している様では、二兎追う者は一兎をも得ずのリスクが高まります。今では志あるファームが専門分担体制で、中小企業経営のニーズに適合していく時代となっております。

#### 税務署から何も云われなかったが・・・

企業経営には、これは少し問題かなといった事がしばしば随伴します。それが所得計算に絡んでいる様な場合は、税務調査の際にその対象分野となります。そしてやがて調査が入ります。2日3日と真剣な実地調査が展開されたが、件の気にしていた問題はどの指摘もなかった。だが気にもしていなかったところにミスがあり、少なからず追徴税額もでた。御高承の通り、企業経営上の気のゆるみの因子は、他愛もないところから芽生えます。この調査の際に指摘されなかったから、あれは問題ではなかったと錯覚みたいなものが生じましよう。僥倖乍らこの因子がいろいろとわるさをするので警戒が必要です。

そもそも、税務行政では問題のすべてを摘発しなければならぬ謂れ(義務)などはないのです。税務調査は監査ではないのです。監査では見落としでもすればケースにより、相当注意義務等の違反ともなります。

因みにその調査ですが、もう十数年前になりましたか、共栄会の役員から TFG さんであそこ迄チェックしているなら税務調査などは不要ではないですか、と伺ったことがあります。それが、本当にそうやってきております。税法上の書面添付制度は今や金融機関も認知し、他とセグメントするような時代になってきました。

以上、乱筆をおきます。有難うございました。

## 経営指標解説コーナー

### ■ 借入月商倍率とは

借入金月商倍率とは、借入金か月商の何か月分なのか、を示す指標で、財務の健全性を見る指標です。借入金総額を月商で割って算出します。なお、借入金総額とは、短期及び長期借入金、割引手形、社債を足したもの

- 取引の相手方が負担すべき消費税に相当する額の全部又は一部を対価の額から減じる旨の表示
- 消費税に関連して取引の相手方に経済上の利益を提供する旨の表示

### ■ 価格の表示に関する特別措置

従前は税込価格を表示する総額表示義務が課せられていましたが、消費税率の増税に伴う値札の付け替えなどの事務作業の増大化が見込まれることから、消費税の円滑かつ適正な転嫁のために必要があるときであって、その表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置が講じられている時に限り、100円＋税のような表示について、総額表示義務が緩和されています。

### ■ カルテルに関する特別措置

従前は価格についての統一的な表示方法を用いるなどの表示カルテルや転嫁カルテルについて、独占禁止法で禁止されていましたが、公正取引委員会への届出を行った場合などの条件を満たしている限り、これらの共同行為は、同法の適用除外とされます。

## 国税庁情報コーナー

### ■ ダイレクト納付の利用について

ダイレクト納付とは、事前に税務署に届け出をしておくことで、e-TAXを利用して預金口座からの振り替えによって、簡単なクリック操作で税金を納付することができる納税手段です。現行の登録方式の電子納税では、納付区分番号等を入力するなど、その手続きは煩雑でしたが、同納付手段によって、即時或いは指定した期日に簡単に納税することができるようになります。なお、同利用届出書を提出してから、利用可能な状態になるまで、おおむね1ヶ月程度かかりますので、お早めにお届けください。

## 中小企業庁情報コーナー

### ■ 「下請法に基づく取締り状況等」について

下請取引の公平化や弱い立場にある下請事業者の利益保護を目的とする下請法に係る平成24年度の取締り状況は次の通りです。対親事業者及び下請事業者への書面調査数は約27万件、内対親事業者に対する指導文書発出企業数は約9千件、立入検査等は約1千件、改善指導措置等も約1千件となっております。同法違反行為の内訳としては、支払遅延と支払代金の減額が全体の77%を占めています。

## 厚生労働省情報コーナー

### ■ 熱中症の予防について

熱中症とは、高温多湿な環境において、体内水分バランスが崩れたり、体温調整がうまく働かないことによる大量の発汗や吐き気、意識障害などの症状のことです。7月、8月が発生のピークとなっており、節電意識の高まりから、屋内で熱中症になる事例があり、無理な節電を控えることも予防には大切です。また水分や塩分のこまめな補給、周囲の方への気配りで熱中症は予防できます。健全な職場環境作りを心掛けましょう。

であり、月商は年間売上高を12で割って算出します。業種によっても多少異なりますが、同指標が3倍以内なら健全であり、3倍から6倍なら借入金が多く、借入が難しい状態、6倍以上だと現状のキャッシュで返済は難しくなり、危険な状態だと判断することができます。当然、返済期間や借入金の金利などによっても、返済の厳しさは大きく異なりますので、あくまで借入金が多いのか、少ないのかを簡易的に判断する指標ということができます。戦略的に必要な借入というものには存在しますが、同指標を活用して、借りすぎにはご注意ください。

## II. まだ本誌で取り上げていない税制改正項目のまとめ

— 印紙税や利子税などの改正、社債の課税方式の変更などについて —

本誌面において、所得税や相続税の改正、教育資金の一括贈与に関する非課税措置、交際費の損金不算入制度の改正などの税制改正項目を取り上げてきました。ただ、まだ取り上げていない項目の中には、これらのジャンルに分類することはできませんが、中小企業にとって重要な改正項目があり、今回の税制改正全体の網羅性を確保するために、中小企業と関連性が深い印紙税の改正や利子税及び延滞税の改正、社債の総合課税化について、以下に解説致します。

### ■ 印紙税の非課税範囲の拡大について

金銭又は有価証券の受取書について、現行3万円未満のものが非課税とされていますが、平成26年4月1日以後に作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものまで非課税となります。

〈金銭又は有価証券の受取書〉

「金銭又は有価証券の受取書」とは、金銭や有価証券を受領した事実を証明するために、受取人が作成し、相手方に交付する証拠書類のことをいいます。具体的には、領収書やレシート、上記を証明する目的で交付したお買上票、同目的のために交付した請求書や納品書であって代済、相済、了などの記入がされたものが該当します。

### ■ 利子税と延滞税の引下げについて

利子税と延滞税について、本則は延滞税が14.6%、2ヶ月以内の期間等は7.3%、利子税の主なものは7.3%です。但し、これらには特例が適用されており、延滞税の2ヶ月以内の期間等は4.3%、利子税も4.3%の割合が適用されています。平成26年1月1日以後の期間に対応する延滞税や利子税について、その割合を算出する根拠である特例基準割合が公定歩合を基準にしたものから、銀行の短期貸出約定平均金利を基準にしたものに改正され、同基準割合が1%の場合、延滞税は9.3%、2ヶ月以内の期間等は3.0%、利子税の主なものは2.0%となります。

### ■ 各種社債の課税方式の変更などについて

現行の公社債の課税方式について、利子は源泉分離課税、売却益は非課税、償還差益は総合課税とされてきましたが、平成28年1月1日以後に発行される公社債について、特定公社債と一般公社債に区分されると共に、前者の利子、売却益、償還差益については申告分離課税、後者の利子については源泉分離課税、売却益及び償還差益は申告分離課税に改正されます。また、一

般公社債の利子及び償還金について、少人数私募債などを同族会社が発行したものであって、その同族会社の役員などが支払いを受けるものについては、総合課税の対象となります。結果として、役員給与ではなく、少人数私募債の利子で経済的利益を付与することで、所得税の超過累進税率と源泉分離課税の税率の差に着目して有利税制を選択することができなくなりますので、注意が必要です。

### Ⅲ. 総額表示の緩和や消費税還元セール禁止

— 消費税に関する特措法について —

テレビやインターネットの報道によって、消費税率の引き上げに伴う消費税還元セールが禁止されたという情報をご存知の方は多いと思います。これは通称、消費税特措法が成立したことによるもので、立場の強い大規模な小売店などが、中小企業から商品を仕入れる際に、増税分の価格転嫁を拒否することを禁止し、小売店が消費税率の増税分を取らないと消費者に誤解を与えるような表示を禁止することで、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する狙いがあります。また、税込価格で表示する義務である総額表示義務についても緩和措置が設けられているなど、中小企業経営者にとって、重要な特別措置が設けられていることから、以下にその概要を解説致します。なお、平成29年3月31日までの時限立法となっております。

#### ■ 消費税の転嫁を拒否した場合の是正に関する特別措置

大規模小売事業者及び資本金が3億円以下の事業者、及び個人事業者から継続的に商品又は役務の提供を受けている法人事業者である特定事業者が、遵守すべき禁止事項及び消費税率の増税分を仕入価格等に転嫁することを拒否した場合に関して、以下のような特別措置が設けられています。

〈特定事業者の遵守事項(禁止事項)〉

1. 減額や買い叩き 2. 購入の強制や役務の利用強制、不当な利益の強制 3. 税抜き価格での交渉の拒否 4. 報復行為

〈転嫁拒否等に対する検査及び指導等〉

上記の遵守事項に反して、転嫁拒否等を行った場合には、公正取引委員会等は報告・検査、指導・助言、措置請求、勧告・公表を行うことができるとされています。

#### ■ セール表示などに関する特別措置

消費者還元セールや3%値下げセールなどの表示行為に係る遵守すべき禁止事項に関して、以下のような特別措置が設けられています。

〈特定事業者の遵守事項〉

1. 取引の相手方に消費税を転嫁していない旨の表示